

平成19年11月1日

新潟工科大学における研究活動に係る行動規範

新潟工科大学（以下「本学」という。）では、本学の基本理念と教育研究における基本方針に則り、教員は教育者・研究者としての倫理を常に自覚し行動してきた。

しかしながら、昨今の研究上の不正行為・不正使用が研究機関で生じ、研究者及び研究機関の社会的信用を失墜させている。

このような状況で、更なる研究活動の発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

本学教職員は、以下の行動規範を遵守し、構成かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1．本学教職員は、公的研究費が、国の税金で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、法令・通知及び本学規程等を遵守しなければならない。
- 2．研究者は、研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。
また、研究データ・資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
- 3．本学教職員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。
特に、実態を伴わない謝金等の支払い、架空取引による業者への預け金、実態を伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。
- 4．研究者は研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 5．本学教職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に務めなければならない。
また、不正行為・不正使用があったことを知った時は、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。